

○大府市芸術文化功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第2号に該当する者のうち、本市芸術文化の振興に関し特に功績顕著な者に対して、大府市芸術文化功労賞（以下「芸術文化功労賞」という。）を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 芸術文化功労賞を受けることができる者（団体を含む。）は、市民、本市の出身者又は本市に縁故の深い者で、長年にわたり優れた芸術創造活動を行い、かつ、国際的又は全国的な評価を得た者とする。

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。